

**一団地の住宅施設の変更及び
けやき台団地地区地区計画の都市計画原案説明会
主な質疑と回答**

	質問	回答
1.	平成 21 年 2 月に策定した「立川市における一団地の住宅施設の都市計画の見直し方針」の内容を分かり易く説明してほしい。	国土交通省の方針と同様に、「一団地の住宅施設」という都市計画を廃止して、その同じ区域に新たに「地区計画」という都市計画を決定することが望ましいという考え方です。
2.	今回の建て替え計画はいつ決まったのか。	けやき台団地の建て替え計画は、平成 30 年度に UR 都市機構から示されました。これを受けて、市は一団地の住宅施設から地区計画に移行するという決定をしました。
3.	新たに建てる建物の具体的な形は決まっているのか。	設計から工事まで UR 都市機構が行います。市に対して、現時点では UR 都市機構から明確な提示はありません。
4.	現存する管理事務所や郵便局、集会所、診療所などの施設は、建て替え後はどうなるのか。	今回は、住宅地区 B のみ先行して建て替えをする計画です。管理事務所などの施設は、先工区である住宅地区 B に一部を移設し、建て替えを段階的に進めていく計画になっています。
5.	団地の敷地内に現存する通路や緑地、緑道などの整備時期は。	先行して建て替えをする住宅地区 B は、新たに建物を建築する際に整備する計画となっています。住宅地区 C や住宅地区 A は、現存する通路や緑地などは当面変わりません。
6.	交通広場（バス停）の位置は変わることもあるのか。	交通広場の位置は変わりません。
7.	広場 4 号の位置は変わることもあるのか。	広場 4 号は、後工区である住宅地区 C に位置します。そのため、今回計画では、概ねの位置に現在の公園と同等程度の広場を確保することを定めています。今後、住宅地区 C の建て替え計画が具体化された際に、広場 4 号の位置を明確に定めることとなります。
8.	市は、10～15 年後のけやき台団地に対してどのような考え方を持っているのか。	UR 都市機構からは、将来、この地域に子育て支援機能を導入したいという考えを持っていることなどを伺っております。市としても、けやき台団地は、多くの世代が交流できるような団地に再生していく必要があると考えています。
9.	建て替えや団地の再生を進めるにあたって、立川市と UR 都市機構とで経済的なフォローを考えていただきたい。	家賃等の経済的なご意見があったことにつきましては、けやき台団地の管理及び所有者である UR 都市機構へお伝えいたします。
10.	計画書や計画図はどこで見ることができるのか。	縦覧期間中におきましては、市のホームページにてご覧いただくか、又は、都市計画課の窓口にてご覧になることができます。